



事 務 連 絡
平成 21 年 2 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

化粧品に配合する香料について

カッコウ及びパチョリ油の化粧品基準における医薬品の成分の該当性については、平成 21 年 2 月 5 日付け薬食審査発第 0205027 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知をもって東京都福祉保健局健康安全部長宛へ回答するとともに、同日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡をもって各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課宛へお知らせしたところです。

他方、香料については、化粧品種別許可基準（昭和 36 年厚生省告示第 15 号別表）に掲げられていた成分であり、化粧品に配合できるとされています。

なお、パチョリ油については、香料（着香剤として使用する場合も含む。）として化粧品に使われているものと承知しています。